

◎ 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること、学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと等を追加

【法令名】

博物館法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和4年4月15日 号外第83号 3ページ
【法令番号】	令和4年4月15日 法律第24号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	令和5年4月1日から施行 ※附則第3条の規定は、公布の日〔令和4年4月15日〕から施行
【法令のあらし】	<p>1 博物館法の目的に、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の精神に基づくことを追加することとした。（第1条関係）</p> <p>2 博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすることとした。（第2条第1項～第3項及び第13条第1項第1号関係）</p> <p>3 博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加することとした。（第3条第1項第3号及び第11号関係）</p> <p>4 他の博物館等との協力等</p> <p>（一）博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。こととした。（第3条第2項関係）</p> <p>（二）博物館は、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。こととした。（第3条第3項関係）</p> <p>5 学芸員補となる資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等であることとする。こととした。（第6条関係）</p> <p>6 登録の審査</p> <p>（一）登録の申請に係る博物館の設置者が次のいずれかに該当することとする。こととした。（第13条第1項第1号関係）</p> <p>（1）地方公共団体又は地方独立行政法人</p> <p>（2）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること及び博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有する</p>

	<p>こと等の要件に該当する法人</p> <p>(二) 登録の申請に係る博物館について、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他の職員の配置並びに施設及び設備が、都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであることとするとともに、1年を通じて150日以上開館することとする。 (第13条第1項第3号～第6号関係)</p> <p>(三) 都道府県の教育委員会が(二)に掲げる都道府県の教育委員会の定める基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。 (第13条第2項関係)</p> <p>(四) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。 (第13条第3項関係)</p> <p>7 登録された博物館に係る手続</p> <p>(一) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならないこととする。 (第16条関係)</p> <p>(二) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとする。 (第17条関係)</p> <p>(三) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。とともに、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (第18条第1項及び第2項関係)</p> <p>8 博物館に相当する施設</p> <p>(一) 博物館の事業に類する事業を行う施設であって博物館に相当する施設として指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）は、その事業を行うに当たっては、博物館及び他の指定施設等と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 (第31条第5項関係)</p> <p>(二) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し等の必要な協力を行うよう努めるものとする。 (第31条第6項関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館法（昭和26年法律第285号） ・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

WestlawJapan 法令あらし

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成 10 年法律第 99 号）・ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号） |
|--|--|